

職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

## 広島県人事委員会規則第五号

### 職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この人事委員会規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号。以下「条例」という。)第三条及び第十条の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に關し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第二条 自己啓発等休業の承認の申請は、書面により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第三条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第四条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十七条に規定する大学院の課程(同法第四百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準じる教育施設を含む。)の課程であつて、その修業年限が二年を超え、三年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(雑則)

第五条 この人事委員会規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。